

〔徳川禁令考^二家〕享保五庚子年二月十四日ノ令、女院^幸○東山后崩御ニ付、鳴物三日停止、普請ハ不^苦、

〔令義解^四祿〕凡食封者、^略中宮湯沐二千戸、

〔續日本紀^二淳仁^二〕天平寶字四年六月乙丑、天平應眞仁正皇太后^{武后}○聖崩、姓藤原氏、^略中

太夫人、^{太夫人}○誤 爲皇后湯沐之外更加別封一千戸、

〔日本紀略^五冷泉〕康保四年九月廿三日戊申、今日充中宮^子○昌御封千五百戸、

〔榮花物語^三浦々の別〕宮の御前^后○一條の御内参りのこと、そゝのかし啓しつるにぞ、思したゝせ給

へる、明順道順よろづにそゝぎ奉る、國々の御封なごめし物すれど、ものすかやかに辨へ申人も

なければさるべき御莊など、絹奉らせんなど、案内申人ありければ、きぬめしてよろづにいそ

がせ給ふ、^略中宮には、三月ばかりにぞ御子生れ給べき程なれば、御慎みをよろづに思せど、殊

に御封なごすが、しう辨まへ申人なし、内藏づかさより、例のさまゝの御具どももてはこ

び、女院などよりも、萬おぼしはかり聞えさせ給へば、それにて何事もいそがせ給ふ、

〔續三宮傳〕新清和院^{光格}皇^帝 寛政六年三月七日、立皇后、同日御領三千石被定進^略○節

〔延喜式^三中宮〕凡毎月晦日、進錦鞋三兩、但雜給料臨時定之、

凡毎月十一日、請來月料米一百斛、^{白五十石、黑五十石}

〔延喜式^四縫殿〕中宮

春季

正月料、^{二月}三袍十領、^{白一領、作目}料白絹四疋一丈、^{別二丈}絲一兩一分、^{別三}背子十領、^{白一領、白}料

絹五疋、^{別三}絲一兩一分、^{別三}單衣十領、^{白一領、蒲、菊、紅二領、藍二領、蘇芳}料絹二疋五尺、^{別一丈二}絲三分二銖